

東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理委員会規程

東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部

平成 28 年 2 月 5 日 制定

平成 31 年 3 月 8 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究者及び研究活動に関わる者（学生を含む。）の研究倫理教育に関する事項
- (2) 研究実施における倫理的観点からの審査及び承認に関する事項
- (3) その他研究倫理に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる男女両性の委員 5 人以上をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べる者
- (4) 本学園に所属しない者 2 人以上

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第 5 条 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第 8 条 委員会は、委員の 3 分 2 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の 3 分 2 以上の同意をもって決する。

(委員の審議制限)

第9条 委員は、自らが関わる第2条第2号に掲げる案件の審査に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。